

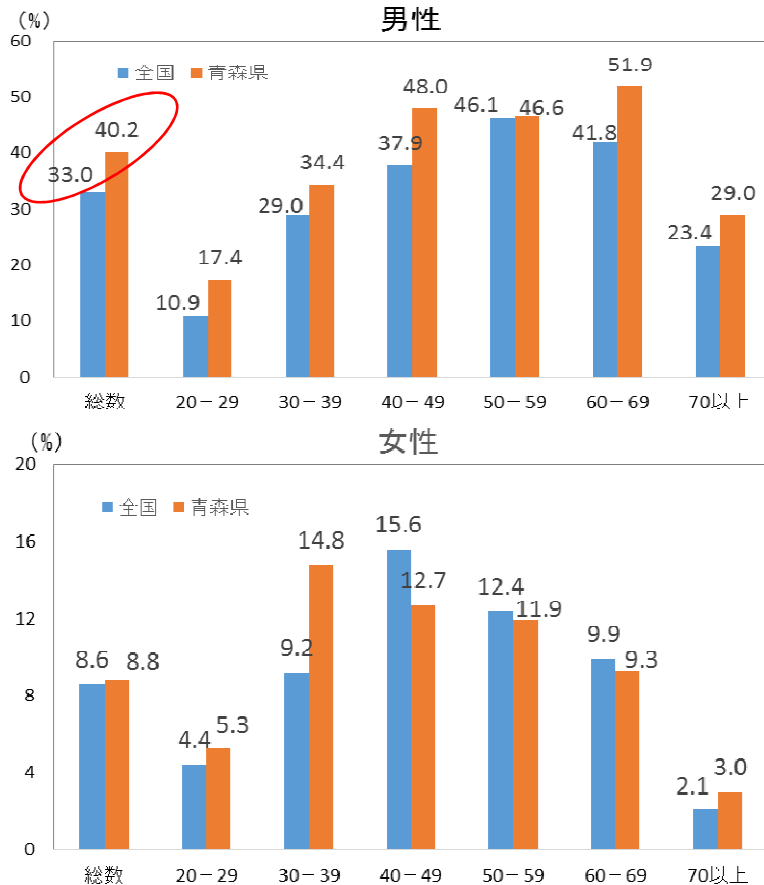
青森県アルコール健康障害対策推進計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

- アルコール健康障害対策基本法第14条に定める都道府県のアルコール健康障害対策に関する計画
- 「健康あおもり21」、「いのち支える青森県自殺対策計画」等との整合を図り、連携して、本県の実情を踏まえたアルコール健康障害対策を定め、総合的に推進するもの。
- 計画期間：2019年度（平成31年度）～2023年度（5年間）

2 現状

平成28年度における飲酒習慣がある者の割合（青森県・全国）



出典（青森県）県がん・生活習慣病対策課「平成28年度青森県県民健康・栄養調査結果」
（全 国）厚生労働省「平成28年国民健康・栄養調査」

3 主な課題

○男女とも飲酒習慣がある者の割合、高リスク飲酒者の割合が全国より高い

重点目標1	飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 （数値目標） ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性26.7%、女性14.4%まで減少 ② 20歳未満の者の飲酒をなくす ③ 妊娠中の飲酒をなくす
-------	---

○アルコール関連問題を有する当事者が、早期に適切な相談、治療につながる体制整備

重点目標2	アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 （数値目標） ① 相談拠点を1カ所以上選定し相談体制を整備 ② アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を3カ所以上選定し治療体制を整備
-------	--

4 進行管理と評価

- 計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進
- 計画の重点目標の達成状況及び関連事業の実施状況等を毎年度把握し、計画の進捗状況について評価を行い、「青森県アルコール健康障害対策推進委員会」（仮称）に報告

施策体系

基本方針

- (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

重点目標

基本施策

具体的取組

発生予防(一次)

重点目標1

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

教育、広報等の推進

飲酒に伴うリスクに関する知識及び治療により回復するという認識を普及

- ・学校教育等の推進
- ・20歳未満の者の保護者に対する啓発の推進
- ・妊産婦に対する啓発の推進
- ・職場教育の推進
- ・広報・啓発の推進

不適切な飲酒の誘引の防止

社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止

- ・広告、販売・提供、少年補導の強化

健診及び保健指導

地域及び職域での予防体制の整備

- ・地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進
- ・職域における対応の促進

進行予防(二次)

重点目標2

アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備

アルコール健康障害に係る医療の充実等
専門医療機関の機能の整備、医療連携のための基盤整備

- ・アルコール健康障害に係る医療の質の向上
- ・医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

関係機関が連携し適切な支援につなぐ体制の構築

- ・飲酒運転をした者に対する指導等
- ・暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等

相談支援等

相談、治療、回復支援に関係する機関の情報共有と連携の促進

- ・地域における相談支援体制の構築
- ・相談支援従事者の育成

社会復帰の支援

地域における自助グループ、回復施設との情報共有・連携

- ・就労及び復職の支援
- ・アルコール依存症からの回復支援

民間団体の活動に対する支援

行政と自助グループ、民間団体との連携の推進

- ・自助グループ等の機能・役割の啓発
- ・当事者等が自助グループ等につながりやすい環境の整備

再発予防(三次)